

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたため、本条例の改正を行ったものです。



専 決 処 分 書

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

富里市長 相 川 堅 治





富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

富里市長

相川 望 治

条例第7号

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富里市国民健康保険税条例（昭和43年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第24条第2号中「（当該納税義務者を除く。）」を削り、同条第3号中「35万円」を「45万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の富里市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○富里市国民健康保険税条例 昭和43年7月5日条例第13号</p> <p>(国民健康保険税の減額) 第24条 (省略) (1) (省略) (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき24万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき45万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>附則 (施行期日) 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。 (適用区分) 2 改正後の富里市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>	<p>○富里市国民健康保険税条例 昭和43年7月5日条例第13号</p> <p>(国民健康保険税の減額) 第24条 (省略) (1) (省略) (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき24万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p>